

一般質問 2021年12月8日

「選挙公報の配布について」「働き方改革・意識改革について」

Q. 大井としひろ

選挙公報の配布について、お伺いいたします。

先月の衆議院選挙、市長選挙等において、須磨区で選挙公報の配布漏れがありました。選挙公報は、公職選挙法に基づき選挙期日の2日前には配布する必要がありますが、区民から配布されていないとの問合せが複数あったため調査したところ、須磨区の約7,900万世帯に対して、約1万9,000世帯が未配布であったことが判明したと11月26日に本市選管事務局長から議員にメールでの報告があり、翌日の朝刊各紙に掲載されました。

この件に関しましては、私が11月1日の午後4時頃に、本市選管事務局長に電話で、我が家のポストに1日の午後には選挙公報が入っていた。公職選挙法に照らしても問題があると思われるので、調査されたい。その結果を報告してほしいとお伝えしました。

そして、その結果報告が、11月19日に市選管事務局長と須磨区選管責任者、総務部長、担当係長から私に説明がありました。その際の説明では、区内で20件ほどの公報が届いていないと連絡があったところに個別に対応した。7月の知事選挙でも同一業者に依頼したが、特にトラブルもなかった。誤差の範囲というような報告でありました。私からは、須磨区選管の指示、管理の徹底がされておらず、丸投げでずさんな業務と言わざるを得ない、本件については、議会で質問させていただくと伝え、事のてんまつについて、再度報告いただくよう依頼して聴取は終了しました。

11月26日の午前に、市選管事務局長と須磨区選管長、須磨区長が再度報告に来られ、1万9,000世帯に未配布であったと報告がありました。また、知事選挙でも1万部残置され、廃棄していたと報告がありました。

須磨区選管のずさんな選挙公報の取扱い、全世帯に配布することのチェック体制、配布業者の選挙公報の重要性の意識の欠如、業者への丸投げがこのような事態を招きました。公職選挙法に照らして、このことについて、市選管としての責任をどのように感じておられるのか、お伺いいたします。

次に、働き方改革・意識改革について、お伺いします。

市長が掲げる海と山が育むグローバル貢献都市の実現に向けては、現在進めている駅前空間の再整備や道路ネットワークの強化等、目に見える形でのまちづくりをさらに加速させる必要があります。また、市民に身近なところでは、地域の公園や街灯、街路樹等の整備や日常の維持管理について、多様化・高度化する市民ニーズに応え、着実・丁寧に取り組むことがますます求められています。建設事務所を中心に、日頃の市の対応、取組に対しては、おおむね評価しているところではありますが、このように大きな変化を伴う重要な市政の曲面において、より迅速かつ確実に事業を前に進めていくためには、市役所内部も変革が不可欠と考えますが、果たして情勢に対応できているのでしょうか。

行政事務のスマート化、DXの推進等により業務の効率化を図るなど、働き方改革を推進するとともに、街灯増設事業で失った信頼の回復、市民目線に立った対応の徹底など、職員1人1人の意識改革、組織風土改革が必要と考えますが、具体的にどのように取り組んでいくつもりか、御見解をお伺いいたします。

A. 市長

私からは、市役所内の風土改革につきましてお答え申し上げます。

正直まだまだ課題が多いというふうに思います。大事なことは、1つはそれぞれの局の局長をはじめとする局の上層部と現場との間の意思疎通と情報の共有です。これは局によって違いがあるとは思いますが、なかなか局によっては相当これは思い切って変えていか

なければいけないというふうに思います。

もう1つは、市役所全体で取り組んでいることを、現場の皆さんにしっかりと理解していただくということです。例えば、デジタルトランスフォーメーションにしましても、企画調整局はもうまるで世の中がバラ色に変わるような、ポンチ絵のような絵を描く一方で、実際には現場でデジタルトランスフォーメーションが以前としか言いようがないような、非常に遅れた仕事の仕方が行われている。このギャップをどう見るのかということ、これはもう特に幹部職員がしっかりと胸に手を当てて考えていかなければ、そして、実行していかなければいけない。もちろん、私の責任は大変大きいと思いますけれども、相当思い切った対応が必要だというふうに感じております。

A. 選挙管理委員会委員長

選挙公報につきましては、公職選挙法に規定された候補者の情報と有権者にお知らせする重要な媒体であり、本市においては、市議会議員選挙、市長選挙においても条例を制定し、有権者の各世帯に配布しているところでございます。

このたび、このような重要な選挙公報が、区の約4分の1の世帯という多数の未配布が生じたことは、市選挙管理委員会として大変重く受け止めており、未配布の皆様にご心からお詫び申し上げる次第でございます。

12月の1日に開催いたしました、市選挙管理委員会におきまして、この問題について協議をし、事案の重大性を十分に認識するとともに、再発防止に向けて各区選挙管理委員会に対し、今回選挙での履行確認の徹底や次回選挙に向けて法定期日までに確実に配布できる体制の確保などを行い、適正に選挙を管理執行するよう求める旨の文書を輩出したところでございます。

今後、今回の問題につきまして、昨日、市長が御発言されたとおり、監査委員に検証を行っていただいた上で、市選挙管理委員会として有権者の皆様に対し、確実に選挙公報を配布できる方策について検討してまいります。

Q. 大井としひろ

それでは、市長にお伺いします。過日、SNSに投稿された、「市民の声に背を向け、発注権限をかさに威張り散らし、民間業者には無理難題を言い、膨大な資料の提出を求めるなど、時代錯誤の仕事に絶対に変えようとする職員集団がいないことを願う」あるいは、「神戸市の土木職はひどい、ひど過ぎる。市民のことを考えているのだろうか」云々について、市長の思いはどこにあるのかお聞きしたいのですが、御答弁いただけますか。

A. 市長

そのツイッターに書いたとおりでございます。

Q. 大井としひろ

ありがとうございます。お答えにくいと思うので、分かりました。次に選挙公報漏れについて、委員長にお尋ねします。

私からの調査依頼のこの報告はいつありましたか。

A. 選挙管理委員会委員長

11月4日の木曜日に、局長のほうからメールが届きました。その内容を一部ちょっと申し上げますと、須磨区内、道正台の須磨パークヒルズの住民から、選挙期日まで配布されなかったとしてというようなことが届きました。

それから、このほかにも、多井畑南町、多井畑東町などでも、選挙期間中、問合せが多くあり、再配布をしたとのことを伺っております。大井議員からも指摘があり、調査報告を求められていますと。須磨区の選管では、来週初めに委託業者のヒアリング調査を行う予定ですと。それから、選挙公報の未配布に関する情報などを聞かれることがありましたら、お伝えくださいますよう、よろしく願いいたしますということでございます。

Q. 大井としひろ

須磨区からの報告書、1枚もののペーパーは見ておられるということですね。

A. 選挙管理委員会委員長

それは見ておりません。

Q. 大井としひろ

このペーパーには、驚くことがあるんです。

まず1つは、1日に事務局長にお尋ねした回答が、19日、約3週間も捨て置かれた。調べておられたといってもこの程度のペーパーだったら1週間もあれば報告できるはずです。これが19日に報告があったということがまず問題です。

委員長が言われたように、この中には、届いていないというところに、31日までに20件ほど個別に対応されたと。しかし、多井畑東町、多井畑南町は、31日午前から13時の間、再配布したと書いてある。これはまさに公職選挙法に抵触するはずです。投票日の2日前までに配布しないといけないというのを、31日に配布した。と、ここには書いてあります。須磨区の選管は、その公職選挙法を知らなかったということになるのではないですか。この2点についてお伺いします。

A. 選挙管理委員会事務局長

11月1日に議員のほうから御指摘いただきましたほか、先ほど委員長申し上げましたように、大規模マンションのほうの住民の方からも苦情の電話がありましたので、私のほうから須磨区の選管に対して、配布事業者へのヒアリング調査を早急に行うように求めておりました。区の選管のほうは、11月2日から事業者に対しまして再々にわたり報告を指示しておりました、ただ、事業者からの報告内容がなかなか不確かなどころもあり、そのやり取りを続けていたところでしたが、不十分などころはありましたが、11月16日に区のほうから区長も来られて、途中経過を私どもが報告を受けましたので、11月19日に、その時点で把握いたしました内容を御説明した次第でございます。

ただ、その後、24日には、事業者が区の選管へ虚偽報告をしていたということが判明いたしまして、19日に先生にお見せしたその内容も虚偽の報告に基づくものであったということは、改めておわび申し上げたいと思います。

未配布世帯への個別の対応ですけれども、これは須磨区に限らずどの区でもそうですが、法定の期限は2日前までということなんです。

今回、非常に配布の日程が厳しかったわけですが、25日から28日の4日間で配布するということになっておりました。須磨区のほうにつきましては、28日から届いてないという苦情の連絡が20件ほどあったということで、それが先生のお住まいのところも30日、31日に連絡があり、その辺りは複数の連絡があったので、個別ではなく御連絡があった周辺も配布の事業者に命じて、再配布したというふう聞いております。

法定の期日は、期限2日前までということですが、それでも選挙期間中まで配るといえるのは、これは違反になるので、本来であればそれだけでも管理執行上、問題となる事項として報告すべき事項と認識はしています。

Q. 大井としひろ

今回の報道記事で、区の選管は業者に対して、法的措置を検討すると記事に書かれていましたが、逆に区の選管なり神戸市の選管が訴えられることはないのでしょうか。また、国の総務省自治行政局選挙部選挙課には、報告はされたのか。

選挙公報の情報の選挙人への早期提供について、自治行政局選挙部選挙管理課の見解は、「民主主義の根幹である選挙を公正・公平に行うために、全ての選挙管理委員会は、公職選挙法の規定に厳格に従って選挙を管理執行する必要があります。万一、法令の規定に沿った形で執行できない場合には、選挙そのものが無効になることがあり得るもの、

こうしたことから、各選挙管理委員会が選挙人間の公平に十分配慮し、選挙の公正を害することがないように対応する必要がある」とのことだが、総務省に報告されるのか。

A. 選挙管理委員会事務局長

公職選挙法によりまして、選挙の手續ですとか、選挙人の決定に不服がある場合は、疑義の申出ということで、定められた期限までに行うことができるかと規定されてございます。

今回の市長選挙につきましては、法の規定によりまして、市の選挙管理委員会に対しまして、候補者の1人から、11月15日に異議の申出が出されておりました、審理をしていましたところ、11月30日に当該異議申出人から大量の選挙公報の不配布を異議申出に追加する旨の申出書が提出されまして、現在、それも含めて審理中でございます。審理後、市の選管で決定を行いまして、文書により理由を付して、異議申出人に交付し、その要旨を告示することになっております。

当該決定につきまして不服がある場合は、県の選挙管理委員会に対して決定書の交付を受けた日、または決定書の要旨の告示のあった日から21日以内に審査を申し立てることができるかとされています。さらに、県の選管の裁決になお不服がある場合には、県の選挙管理委員会が被告とされまして、高等裁判所に出頭するという、そういう流れになってございます。

国への報告につきましては、管理執行上、問題となった事項としまして、12月1日に兵庫県選挙管理委員会を通じて実施済みでございます。

Q. 大井としひろ

議員も市民といえ市民ですけれども、この市民の方々の配布漏れの対応で済まそうとした今回の神戸市の選管の対応は、私への報告も遅きに失し、この11月15日という、この15日と言うのはいろんな意味があるわけですけれども、これを超えて19日まで引き延ばして報告した。これはまさに議会軽視、議員軽視と言わざるを得ないと思っています。誠にお粗末な対応と言わざるを得ないわけですが、議員からの指摘がなければやむやにしていた可能性が大であるのではないかと。知事選挙も同じようなことになっておったのに、そのまま行ってしまったと。そういうことを考えますと、私が今申したようなことの反論があればお聞きしたいと思います。

A. 選挙管理委員会事務局長

議員御指摘のように、選挙公報の未配布というのは、違法かつ無効の要因になり得るということで、大変重要な業務であるという認識を持って市の選管、そして、配付団体にもそれを徹底して、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

Q. 大井としひろ

ビラというのは、私たち議員は大変大事にしております。私も議員になる前からビラ配り結構させていただきましたけれども、大変難しい。特に、選挙公報は、全世帯に配布する。100%配布ということは大変に難しい。高度な技術が要るわけです。7割、8割ぐらいの配布は簡単に配布できますが、100%配布は難しいことを19日に説明に来られたときには、99%まいたらいじゃないかみたいな感覚の説明だったから、私は問題にしました。1%でも入っていないというのは問題だと。議会で質問するというので厳しく追及させていただきましたけれども、結局、1%どころか25%も配っていなかったと。

これは、私たちの市会ニュース以下、市中の業者のチラシと同等のレベルで扱われていた。選挙公報の重要性、公職選挙法に基づいた配布、いかに全戸に配布することの難しさを認識していない、いいかげんな区選管の意識の欠如がこのような事態を招いたと、猛省を促したいと思います。もう1度、市選管の御見解をお伺いします。

A. 選挙管理委員会事務局長

須磨区につきましては、平成29年にも未配布があったということで、そ

れを受けて、またこのような事態を繰り返してしまったことを、大変、市の選管としましても重く受け止めています。今後は、今回の事態の原因の検証を客観的に検証いただきまして、次回選挙に向けまして、他都市の状況なども参考にしながら、確実に有権者に配布できるような方策について検討して、再発防止の徹底に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

(要望)大井としひろ

選挙管理委員会の仕事というのは、各種選挙が公正に公明に行われるように、その事務を執行することとあります。主な仕事の中には、各種選挙の管理執行に関すること、選挙の啓発、あるいは宣伝に関することなど選挙事務に関することが業務であり、市民に投票に行ってもらう、投票率を上げることなども選挙管理委員会の仕事であるわけですが、そのことを放棄した、この区選挙管理委員会のずさんな管理は、大いに反省をしていただかないと、今後、このようなことのないよう、選挙公報の配布などの検討、再発防止に努めていただくよう、強く要望させていただきます終わります。